

## 道産品応援運動「おうちで応援！かって北海道！」ロゴマーク使用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルスの急速な感染拡大により厳しい経営環境に直面する道内の生産者やメーカー等を応援し、道産品の購入を促進する道民運動「おうちで応援！ かって北海道！」(以下、「道民運動」という。)を普及させるため、道民運動のロゴの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴ)

第2条 この要領に定めるロゴは、次のロゴとする。



～今は、おうちで北海道を楽しみませんか～

### (使用届)

第3条 道民運動の普及に賛同する者は、事前に別紙の使用届を北海道に提出するものとする。ただし、道民運動の普及・促進を目的として、商品又はサービスの紹介又は販売を伴うことなく、個人の SNS などでもロゴを使用する場合には、使用届の提出を要しないものとする。

### (使用目的)

第4条 ロゴの使用は、ロゴを使用する者の事業又はサービスの内容などを保証するものではないことから、使用にあたっては消費者等に誤解を与えないよう留意するものとする。

### (使用基準)

第5条 ロゴの使用目的又は表示方法が、次のいずれかに該当する場合は、使用できないものとする。

- (1) 北海道の信用又は品位を害すると認められる場合
- (2) 道産品以外の商品を販売する場合
- (3) 消費者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の政治活動(選挙運動を含む)、宗教活動又は個人の売名行為に関する認められる場合
- (5) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (6) 前各号のほか、北海道が適当でないと認めた場合

### (不正な使用に対する措置)

第6条 北海道は、この要領に定める事項に違反してロゴを使用している者に対しては、使用の停止を求めることができる。

### 附則

この要領は、令和2年4月24日から施行する。